

令和 4 年 第 4 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第90号	霧島市部設置条例等の一部改正について	・・・ 1
議案第91号	霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第92号	霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第93号	霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第94号	霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	・・・ 6
議案第95号	霧島市手数料条例の一部改正について	・・・ 12
議案第96号	霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 15
議案第97号	霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 21
議案第98号	霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 22
議案第99号	霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 23
議案第100号	霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 23
議案第101号	霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 25

議案第102号	霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・31
議案第103号	サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・31
議案第104号	霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・32
議案第105号	霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・32
議案第106号	霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・33
議案第107号	霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	・・・33
議案第108号	霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・34
議案第109号	霧島市印鑑条例の一部改正について	・・・35
議案第110号	霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・38
議案第111号	霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・39
議案第112号	霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・40
議案第113号	霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・40
議案第114号	霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・41

議案第 1 1 5 号	霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・41
議案第 1 1 6 号	霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・42
議案第 1 1 7 号	霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・43
議案第 1 1 8 号	霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・43
議案第 1 1 9 号	霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・44
議案第 1 2 0 号	霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・44
議案第 1 2 1 号	霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・45
議案第 1 2 2 号	霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・45
議案第 1 2 3 号	霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・46
議案第 1 2 4 号	霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・47
議案第 1 2 5 号	霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・47
議案第 1 2 6 号	霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・47
議案第 1 2 7 号	霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について	・・・48

議案第128号	霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・49
議案第129号	霧島市宮閑平温泉・霧島市宮閑平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・50
議案第130号	霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・51
議案第131号	霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・52
議案第132号	霧島市都市公園条例の一部改正について	・・・56
議案第133号	霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・62
議案第134号	霧島市宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・63
議案第135号	霧島市公共下水道条例の一部改正について	・・・63
議案第136号	霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・64
議案第137号	霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	・・・65
議案第138号	霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について	・・・66
議案第139号	霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について	・・・66
議案第140号	霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・68

議案第141号	霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・69
議案第142号	霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・70
議案第143号	霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・71
議案第144号	霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・72
議案第145号	霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・72
議案第146号	霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について	・・・72
議案第147号	霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	・・・73

議案第90号 霧島市部設置条例等の一部改正について

第1条による霧島市部設置条例（平成17年霧島市条例第6号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○ <u>霧島市部等設置条例</u> （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部等を置く。</u></p> <p>(1) <u>市長公室</u> (2) 総務部 (3) 企画部 (4) 市民環境部 (5) 保健福祉部 (6) 農林水産部 (7) 商工観光部 (8) 建設部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 前条各号に規定する<u>部等の分掌する事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u> <u>ア 市政の重要事項に関すること。</u> <u>イ 秘書に関すること。</u> <u>ウ 広報及び広聴に関すること。</u> <u>エ 防災に関すること。</u> <u>オ 交通安全及び防犯に関すること。</u> <u>カ ジオパークに関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア 一般行政に関すること。 イ 文書法制及び議会に関すること。 ウ 職員の人事、給与及び組織に関すること。</p> <p>（削る） （削る） （削る）</p>	<p>○ <u>霧島市部設置条例</u> （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部を置く。</u></p> <p>（新設） (1) 総務部 (2) 企画部 (3) 市民環境部 (4) 保健福祉部 (5) 農林水産部 (6) 商工観光部 (7) 建設部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 前条各号に規定する<u>部の分掌する事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>（新設） (1) 総務部 ア 一般行政に関すること。 イ 文書法制及び議会に関すること。 ウ 職員の人事、給与及び組織に関すること。 <u>エ 防災に関すること。</u> <u>オ 交通安全及び防犯に関すること。</u> <u>カ 秘書に関すること。</u></p>

(削る)

エ 財産の管理に関すること。

オ 予算及び税に関すること。

カ 工事の検査に関すること。

キ 工事等の入札に関すること。

ク 他の部の所管に属さない事項に関すること。

(3) 企画部

ア～エ 略

(4) 市民環境部

ア～キ 略

(5) 保健福祉部

ア～カ 略

(6) 農林水産部

ア・イ 略

(7) 商工観光部

ア～オ 略

(8) 建設部

ア～オ 略

キ 広報及び広聴に関すること。

ク 財産の管理に関すること。

ケ 予算及び税に関すること。

コ 工事の検査に関すること。

サ 工事等の入札に関すること。

シ 他の部の所管に属さない事項に関すること。

(2) 企画部

ア～エ 略

(3) 市民環境部

ア～キ 略

(4) 保健福祉部

ア～カ 略

(5) 農林水産部

ア・イ 略

(6) 商工観光部

ア～オ 略

(7) 建設部

ア～オ 略

第2条による霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境常任委員会 9人</p> <p><u>市長公室、総務部</u>、企画部、市民環境部、消防局、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境常任委員会 9人</p> <p><u>総務部</u>、企画部、市民環境部、消防局、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p>

(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
-----------	-----------

第3条による霧島市国民保護協議会条例（平成18年霧島市条例第25号）の一部改正について

改正後	改正前
(庶務) 第4条 協議会の庶務は、 <u>市長公室</u> 安心安全課において処理する。	(庶務) 第4条 協議会の庶務は、 <u>総務部</u> 安心安全課において処理する。

議案第91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第13号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第6条、第6条の2関係）		別表（第6条、第6条の2関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
待機室	250円	待機室	210円
控室	140円	控室	160円
厨房	200円	厨房	250円
備考 1～4 略 5 使用者が児童生徒の場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。		備考 1～4 略 (新設)	

議案第92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第1条による霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）の一部改正について

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。	(設置) 第1条 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号。以下「個人情報保護

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うために、市に、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下第7条第1号及び第3号において「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下第7条第2号及び第3号において「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (3) 霧島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年霧島市条例第〇号。以下第5号並びに第7条第2号及び第3号において「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (4) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年霧島市条例第〇号）第8条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (6) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。

(会議)

第6条 略

2・3 略

4 審査会は、第2条各号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。

(定義)

第7条 略

(1) 略

(2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項 に

条例」という。）第44条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、情報公開条例第17条及び個人情報保護条例第44条の規定による諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。

(会議)

第6条 略

2・3 略

4 審査会は、第2条____に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。

(定義)

第7条 略

(1) 略

(2) 保有個人情報 個人情報保護条例第22条第1項、第34条第1項又は第42条第1項に

<p>規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（<u>法第60条第1項</u>に規定する保有個人情報をいう。）<u>及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）</u></p> <p>(3) 諮問実施機関 情報公開条例第17条、<u>法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項</u>の規定により審査会に諮問した実施機関（<u>審査請求に係る調査審議手続</u>の非公開）</p> <p>第13条 審査会の行う<u>審査請求に係る</u>調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（<u>同条例第2条第3号</u>に規定する保有個人情報をいう。）</p> <p>(3) 諮問実施機関 情報公開条例第17条<u>及び個人情報保護条例第44条</u>の規定により審査会に諮問した実施機関（<u>調査審議手続</u>の非公開）</p> <p>第13条 審査会の行う_____調査審議の手続は、公開しない。</p>
---	---

第2条による霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
(略)	(略)	霧島市職員等の旅	(略)	(略)	霧島市職員等の旅
(削る)	(削る)	費に関する条例の	<u>個人情報保護審議会会長</u>	<u>日額 12,500円</u>	費に関する条例の
(削る)	(削る)	規定による副市長	<u>個人情報保護審議会委員</u>	<u>日額 11,500円</u>	規定による副市長
(略)	(略)	及び教育長の相当額	(略)	(略)	及び教育長の相当額

議案第93号 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分*</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に</p>	<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分*</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に</p>

<p>おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>○（第2条関係） *令和5年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>	<p>おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>○（第2条関係） *令和5年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>
---	--

議案第94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第1条及び第2条による霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分* （勤勉手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給す</u></p>	<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分* （勤勉手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u></p>

る場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600

を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600

27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300

27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300

60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			

再任用職員	略						
-------	---	--	--	--	--	--	--

(第2条関係) *令和5年4月1日適用分*

(勤勉手当)

第18条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5

を乗じて得た額の総額

3～5 略

再任用職員	略						
-------	---	--	--	--	--	--	--

(第2条関係) *令和5年4月1日適用分*

(勤勉手当)

第18条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

第3条及び第4条による霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）の一部改正について

改正後		改正前	
○（第3条関係） *令和4年4月1日適用分* (給与に関する特例)		○（第3条関係） *令和4年4月1日適用分* (給与に関する特例)	
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	376,000	1	375,000
2	422,000	2	422,000
3	472,000	3	472,000
4	533,000	4	533,000
5	608,000	5	608,000
6	710,000	6	710,000
7	830,000	7	830,000

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

○（第4条関係） *令和5年4月1日適用分*

(給与条例の適用除外等)

第5条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」
_____とする。

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」
_____とする。

○（第4条関係） *令和5年4月1日適用分*

(給与条例の適用除外等)

第5条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

議案第95号 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部改正について

第1条による霧島市手数料条例の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1 地籍図の写しの交付手数料	1件 300円（A3サイズまで）	1 地籍図の写しの交付手数料	1件 200円（A3サイズまで）
	1枚を1件とする。		1件 1,000円（A2以上のサイズ）
			1枚を1件とする。
2 国調地図の写しの交付手数料	1件 <u>300円</u>	2 国調地図の写しの交付手数料	1件 <u>200円</u>
	1枚を1件とする。		1枚を1件とする。
	1筆が複数枚にわたるものは1筆を		1筆が複数枚にわたるものは1筆を

	1件とする。 国調未了地域については字図等をもって対応する。
3 国調成果品の閲覧・交付手数料	1件 <u>300円</u> 1枚を1件とする。 ただし、図根点成果簿については、1路線を1件とする。
4 固定資産税課税台帳登録事項証明手数料（評価証明書・公課証明書・税額証明書・資産証明書）	1件 <u>300円</u> 納税義務者、年度ごとに1件とする。 1筆・1棟ごとに証明を請求するものはそれぞれを1件とする。
5 固定資産税課税台帳登録事項に関する記載事項証明手数料	1件 <u>300円</u> 1枚を1件とする。 ただし、複数年度にわたるものは、各年度について1件とする。
6 課税台帳兼名寄帳の写しの交付	1件 <u>300円</u> ただし、証明を付さないもの、又は確定申告に使用するものについては徴しない。
7 所得額に関する証明手数料	1件につき <u>300円</u>
8 軽自動車、原動機付自転車に関する証明手数料	1件につき <u>300円</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する証明書については徴しない。
9 営業又は職業に関する証明手数料	1件につき <u>300円</u>
10 略	
11 標識再交付手数料	1件につき <u>300円</u>
12 扶養に関する証明手数料	1件につき <u>300円</u>
13 印鑑登録証明手数料	1通につき <u>300円</u>
14 略	
15 市民カードの交付手数料	1件につき <u>300円</u>
16 略	
17 身元又は身分に関する証明手数料	1通につき <u>300円</u>
18 本籍、住所又は居所に関する証明手数料	1件につき <u>300円</u>

	1件とする。 国調未了地域については字図等をもって対応する。
3 国調成果品の閲覧・交付手数料	1件 <u>200円</u> 1枚を1件とする。 ただし、図根点成果簿については、1路線を1件とする。
4 固定資産税課税台帳登録事項証明手数料（評価証明書・公課証明書・税額証明書・資産証明書）	1件 <u>200円</u> 納税義務者、年度ごとに1件とする。 1筆・1棟ごとに証明を請求するものはそれぞれを1件とする。
5 固定資産税課税台帳登録事項に関する記載事項証明手数料	1件 <u>200円</u> 1枚を1件とする。 ただし、複数年度にわたるものは、各年度について1件とする。
6 課税台帳兼名寄帳の写しの交付	1件 <u>200円</u> ただし、証明を付さないもの、又は確定申告に使用するものについては徴しない。
7 所得額に関する証明手数料	1件につき <u>200円</u>
8 軽自動車、原動機付自転車に関する証明手数料	1件につき <u>200円</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する証明書については徴しない。
9 営業又は職業に関する証明手数料	1件につき <u>200円</u>
10 略	
11 標識再交付手数料	1件につき <u>200円</u>
12 扶養に関する証明手数料	1件につき <u>200円</u>
13 印鑑登録証明手数料	1通につき <u>200円</u>
14 略	
15 市民カードの交付手数料	1件につき <u>200円</u>
16 略	
17 身元又は身分に関する証明手数料	1通につき <u>200円</u>
18 本籍、住所又は居所に関する証明手数料	1件につき <u>200円</u>

19 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき	<u>300円</u>	19 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき	<u>200円</u>
20 住民基本台帳の閲覧手数料	1 件につき	<u>300円</u>	20 住民基本台帳の閲覧手数料	1 件につき	<u>200円</u>
21 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の記載事項に関する証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	21 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の記載事項に関する証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
22 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	22 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
23～31 略			23～31 略		
32 改葬許可に関する証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	32 改葬許可に関する証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
33～42 略			33～42 略		
43 市営住宅に係る自動車保管場所使用承諾証明書手数料	1 件につき	<u>300円</u>	43 市営住宅に係る自動車保管場所使用承諾証明書手数料	1 件につき	<u>200円</u>
44 市営住宅家賃証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	44 市営住宅家賃証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
45 市営住宅家賃納入済証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	45 市営住宅家賃納入済証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
46 略			46 略		
47 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による許可申請受理証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	47 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による許可申請受理証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
48 農地転用に関する事実証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	48 農地転用に関する事実証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
49～75 略			49～75 略		
76 建築確認又は建築許可等に関する証明手数料	1 件につき	<u>300円</u>	76 建築確認又は建築許可等に関する証明手数料	1 件につき	<u>200円</u>
77～80 略			77～80 略		
81 長期優良住宅普及促進法に基づく優良住宅認定等に関する証明手数料	1 戸につき	<u>300円</u>	81 長期優良住宅普及促進法に基づく優良住宅認定等に関する証明手数料	1 戸につき	<u>200円</u>
82～88 略			82～88 略		
89 低炭素化促進法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する証明手数料	1 戸につき	<u>300円</u>	89 低炭素化促進法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する証明手数料	1 戸につき	<u>200円</u>
90 その他の証明等手数料	1 件につき	<u>300円</u>	90 その他の証明等手数料	1 件につき	<u>200円</u>

第2条による霧島市手数料条例の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～13 略		1～13 略	
14 印鑑登録証交付手数料	1件につき 300円	14 印鑑登録証再交付手数料	1件につき 500円
15 印鑑登録証再交付手数料	1件につき 500円	15 市民カードの交付手数料	1件につき 300円
16 削除		16 市民カードの再交付手数料	1件につき 500円
17～90 略		17～90 略	

議案第96号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部改正について

改正後		改正前					
附 則		附 則					
1・2 略		1・2 略					
<u>（平日の使用料の特例）</u>		<u>（新設）</u>					
3 第8条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、毎月第1月曜日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の大ホール（溝辺公民館）の使用料は、次の表のとおりとする。							
区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
基本	入場料を徴収しない場合	6,300円	8,400円	8,400円	16,800円	18,900円	27,300円
使用料	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	12,600円	16,800円	16,800円	33,600円	37,800円	54,600円

	入場料を徴収する 場合（最高額が1,001円以上）	15,750円	21,000円	21,000円	42,000円	47,250円	68,250円
--	------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4（第2条の2の関係）			別表第4（第2条の2の関係）		
名称	使用時間	休館日	名称	使用時間	休館日
略	略	略	略	略	略
溝辺公民館	8：30～22：00	毎月第1月曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日	溝辺公民館	8：30～22：00	12月29日から翌年の1月3日までの日
略	略	略	略	略	略
注 1～2 略			注 1～2 略		
別表第5（第8条関係）			別表第5（第8条関係）		
1 学習、文化施設			1 学習、文化施設		
名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）	名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）
霧島市国分公民館	大会議室	310円	霧島市国分公民館	大会議室	260円
	中会議室	250円		中会議室	210円
	小会議室	140円		小会議室	160円
	大研修室	310円		大研修室	260円
	中研修室	250円		中研修室	210円
	小研修室	140円		小研修室	160円
	音楽室	280円		音楽室	340円
	和室	140円		和室	160円
	茶室	170円		茶室	210円
	調理講義室	250円		調理講義室	210円
	調理実習室	200円		調理実習室	250円
	美術室	140円		美術室	170円
	工作室	140円		工作室	170円
霧島市溝辺公民館	ロビー	260円	霧島市溝辺公民館	ロビー	220円
	楽屋	150円		楽屋	180円
	研修室（1室使用）	250円		研修室（1室使用）	210円
	研修室（2室使用）	310円		研修室（2室使用）	260円

	研修室（3室使用）	420円
	視聴覚室	180円
	調理実習室	200円
	和室	250円
	茶室	170円
	工作室	140円
霧島市横川公民館	大ホール	560円
	大会議室	250円
	小会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
	視聴覚室	120円
	（削る）	
	ロビー	250円
霧島市霧島公民館	大会議室	420円
	調理実習室	200円
	和室	140円
	会議室	140円
霧島市隼人公民館	大会議室	310円
	小会議室	140円
霧島市福山公民館	大会議室	310円
	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山公民館分館	大会議室	310円
	中会議室	140円
	小会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市溝辺崎森地区公民館	大会議室	250円
	小会議室	140円
	調理実習室	200円
	和室	140円

	研修室（3室使用）	360円
	視聴覚室	150円
	調理実習室	250円
	和室	210円
	茶室	210円
	工作室	170円
霧島市横川公民館	大ホール	480円
	大会議室	210円
	小会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
	視聴覚室	140円
	陶芸室	170円
	ロビー	220円
霧島市霧島公民館	大会議室	360円
	調理実習室	250円
	和室	160円
	会議室	160円
霧島市隼人公民館	大会議室	260円
	小会議室	160円
霧島市福山公民館	大会議室	260円
	会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山公民館分館	大会議室	260円
	中会議室	160円
	小会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市溝辺崎森地区公民館	大会議室	210円
	小会議室	160円
	調理実習室	250円
	和室	160円

霧島市牧園万膳地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理加工室	380円
霧島市牧園中津川地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理加工室	380円
霧島市牧園持松地区公民館	研修室	250円
	会議室	140円
	調理加工室	380円
霧島市牧園高千穂地区公民館	大会議室	310円
	会議室	140円
	健康増進室	140円
	和室	140円
	調理加工室	380円
霧島市牧園三体地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理加工室	380円
霧島市霧島田口地区公民館	大会議室	420円
	調理実習室	200円
	和室	140円
霧島市霧島永水地区公民館	大会議室	310円
	調理加工室	380円
	和室	140円
霧島市隼人小浜地区公民館	大会議室	310円
	生活改善室	380円
	和室	140円
霧島市隼人小野地区公民館	研修室	310円
	和室	250円
	調理実習室	200円
霧島市隼人富隈地区公民館	大会議室	250円
	学習室	140円
	和室	140円
	生活改善室	380円

霧島市牧園万膳地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理加工室	320円
霧島市牧園中津川地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理加工室	320円
霧島市牧園持松地区公民館	研修室	210円
	会議室	160円
	調理加工室	320円
霧島市牧園高千穂地区公民館	大会議室	260円
	会議室	160円
	健康増進室	160円
	和室	160円
	調理加工室	320円
霧島市牧園三体地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理加工室	320円
霧島市霧島田口地区公民館	大会議室	360円
	調理実習室	250円
	和室	160円
霧島市霧島永水地区公民館	大会議室	260円
	調理加工室	320円
	和室	160円
霧島市隼人小浜地区公民館	大会議室	260円
	生活改善室	320円
	和室	160円
霧島市隼人小野地区公民館	研修室	260円
	和室	210円
	調理実習室	250円
霧島市隼人富隈地区公民館	大会議室	210円
	学習室	160円
	和室	160円
	生活改善室	320円

霧島市隼人宮内地区公民館	大会議室	420円
	会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市隼人姫城地区公民館	大会議室	420円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市隼人日当山地区公民館	小会議室	140円
	中会議室	250円
	大会議室	310円
	和室	140円
	学習室	140円
	生活改善室	380円
霧島市隼人松永地区公民館	大会議室	310円
	小会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市隼人中福良地区公民館	大会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山小廻地区公民館	大会議室	310円
	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山大廻地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山西牧之原地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山東牧之原地区公民館	会議室	310円
	和室	140円
	調理実習室	200円

霧島市隼人宮内地区公民館	大会議室	360円
	会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市隼人姫城地区公民館	大会議室	360円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市隼人日当山地区公民館	小会議室	160円
	中会議室	210円
	大会議室	260円
	和室	160円
	学習室	160円
	生活改善室	320円
霧島市隼人松永地区公民館	大会議室	260円
	小会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市隼人中福良地区公民館	大会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山小廻地区公民館	大会議室	260円
	会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山大廻地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山西牧之原地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山東牧之原地区公民館	会議室	260円
	和室	160円
	調理実習室	250円

霧島市福山下牧之原地区公民館	大会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山福地地区公民館	会議室	250円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山福沢地区公民館	大会議室	310円
	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山佳例川地区公民館	大会議室	250円
	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円
霧島市福山比曾木野地区公民館	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円

2 スポーツ施設（国分公民館及び富隈地区公民館）

区分		基本使用料（1時間につき）
専用使用	一般	280円
	児童生徒	140円
バドミントン （1面につき）	一般	140円
	児童生徒	70円
卓球 （1台につき）	一般	100円
	児童生徒	50円

霧島市福山下牧之原地区公民館	大会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山福地地区公民館	会議室	210円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山福沢地区公民館	大会議室	260円
	会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山佳例川地区公民館	大会議室	210円
	会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円
霧島市福山比曾木野地区公民館	会議室	160円
	和室	160円
	調理実習室	250円

2 スポーツ施設（国分公民館及び富隈地区公民館）

区分		基本使用料（1時間につき）
専用使用	一般	240円
	児童生徒	120円
バドミントン （1面につき）	一般	120円
	児童生徒	60円
卓球 （1台につき）	一般	80円
	児童生徒	40円

3 大ホール（溝辺公民館）

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	<u>7,560円</u>	<u>10,080円</u>	<u>10,080円</u>	<u>20,160円</u>	<u>22,680円</u>	<u>32,760円</u>
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,000円以下）	<u>15,120円</u>	<u>20,160円</u>	<u>20,160円</u>	<u>40,320円</u>	<u>45,360円</u>	<u>65,520円</u>
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,001円以上）	<u>18,900円</u>	<u>25,200円</u>	<u>25,200円</u>	<u>50,400円</u>	<u>56,700円</u>	<u>81,900円</u>

3 大ホール（溝辺公民館）

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	<u>9,450円</u>	<u>12,600円</u>	<u>12,600円</u>	<u>25,200円</u>	<u>28,350円</u>	<u>40,950円</u>
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,000円以下）	<u>18,900円</u>	<u>25,200円</u>	<u>25,200円</u>	<u>50,400円</u>	<u>56,700円</u>	<u>81,900円</u>
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,001円以上）	<u>23,630円</u>	<u>31,500円</u>	<u>31,500円</u>	<u>63,000円</u>	<u>70,880円</u>	<u>102,380円</u>

議案第97号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第119号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（使用時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p>（使用料）</p> <p><u>第6条 青少年の家の使用料は、別表のとおりとし、使用日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部を返還することができる。</u></p>	<p>（使用時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p>（使用料）</p> <p><u>第6条 青少年の家の使用料は、無料とする。</u></p>

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
 (2) 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、青少年の家の運営に支障がなく、
 教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

別表（第6条関係）

（新設）

名称・部屋名	基本使用料（1時間につき）
青少年の家 会議室	250円

議案第98号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部改正について

改正後				改正前			
別表（第8条）				別表（第8条）			
区分		基本使用料		区分		基本使用料	
学習、 文化施 設	研修室 1	1時間につき400円		学習、 文化施 設	研修室 1	1時間につき400円	
	研修室 2	1時間につき400円			研修室 2	1時間につき400円	
	研修室 3（和室）	1時間につき230円			研修室 3（和室）	1時間につき230円	
	研修室 4	1時間につき290円			研修室 4	1時間につき290円	
	調理実習室	1時間につき200円			調理実習室	1時間につき250円	
	工作室	1時間につき220円			工作室	1時間につき190円	
	スタジオ	1時間につき190円			スタジオ	1時間につき160円	
体育館	専用使用	一般	1時間につき280円	体育館	専用使用	一般	1時間につき240円
		児童生徒	1時間につき140円			児童生徒	1時間につき120円
	バドミントン （1面につき）	一般	1時間につき140円		バドミントン （1面につき）	一般	1時間につき120円
		児童生徒	1時間につき70円			児童生徒	1時間につき60円
	卓球 （1台につき）	一般	1時間につき100円		卓球 （1台につき）	一般	1時間につき80円
児童生徒		1時間につき50円	児童生徒	1時間につき40円			
温水ブ ール	一般	1回につき330円 回数券12枚つづり3,300円		温水ブ ール	一般	1回につき330円 回数券12枚つづり3,300円	
	高齢者（65歳以上）	1回につき170円 回数券12枚つづり1,700円			高齢者（65歳以上）	1回につき170円 回数券12枚つづり1,700円	
	児童生徒	1回につき170円			児童生徒	1回につき170円	

		回数券12枚つづり1,700円			回数券12枚つづり1,700円
	未就学児	無料 (保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。)		未就学児	無料 (保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。)
トレーニングルーム		1回につき320円 回数券12枚つづり3,200円		トレーニングルーム	1回につき270円 回数券12枚つづり2,700円
健康施設		1回につき930円 回数券12枚つづり9,300円		健康施設	1回につき780円 回数券12枚つづり7,800円
合宿施設	一般	1泊につき1,320円		一般	1泊につき1,100円
	未就学児、児童生徒	1泊につき860円		未就学児、児童生徒	1泊につき720円
	指導者控室	1泊につき1,980円		指導者控室	1泊につき1,650円

議案第99号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表第1（第3条、第4条関係）			別表第1（第3条、第4条関係）		
施設名	開館時間	休日・休館日	施設名	開館時間	休日・休館日
略	略	略	略	略	略
霧島市立溝辺図書館	8:30~17:00	毎月第1月曜日 12月29日から翌年の1月3日 までの日	霧島市立溝辺図書館	8:30~19:00	12月29日から翌年の1月3日 までの日
略	略	略	略	略	略

議案第100号 霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第123号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第9条 メディアセンターの使用料は、別表のとおりとし、規則で定める日までに納付しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当</p>	<p>（新設）</p>

の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
 - (2) 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、メディアセンターの運営に支障がなく、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
 - (3) 市又は市の機関の必要により許可を取り消したとき。
- (使用料の減免)

第10条 教育委員会は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者が施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

別表（第9条関係）

<u>区分</u>	<u>基本使用料（1時間につき）</u>
<u>メディア研修室</u>	<u>250円</u>
<u>鑑賞室</u>	<u>310円</u>
<u>スタジオ</u>	<u>190円</u>
<u>ビデオ編集室</u>	<u>160円</u>

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 3 2の「市民」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

(新設)

(損害賠償)

第9条 使用者が施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

(新設)

議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部改正について

改正後				改正前							
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）							
施設名称		休場・休館日		使用時間		施設名称		休場・休館日		使用時間	
略		略		略		略		略		略	
霧島市溝辺体育館		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺体育館		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
略		略		略		略		略		略	
霧島市福山体育館		・毎月第1火曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市福山体育館		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
霧島市溝辺運動場		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺運動場		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
略		略		略		略		略		略	
霧島市溝辺庭球場		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺庭球場		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
略		略		略		略		略		略	
霧島市溝辺弓道場		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺弓道場		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
略		略		略		略		略		略	
霧島市溝辺グラウンドゴルフ場		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺グラウンドゴルフ場		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
霧島市溝辺野外ステージ		・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00		霧島市溝辺野外ステージ		・12月29日から翌年の1月3日までの日		8：30～22：00	
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）							
1 体育館				1 体育館							
区分			基本使用料(1時間につき)								
専用 使用	使用者 が 入場 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	国分体育館	横川体育館	牧園アリーナ	隼人体育館	溝辺体育館	福山体育館			
			1,120円	1,120円	1,120円	840円	840円	560円			
専用 使用	使用者 が入場	アマチュアス ポーツに使用	960円	960円	960円	720円	720円	480円			

2階競技場	270円
ステージ	270円
トレーニング室	100円

2 運動場

区分		基本使用料(1時間につき)			
		溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、隼人運動場、牧之原運動場	横川運動場	福山運動場	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	420円	360円	220円
		上記以外の場合	840円	720円	440円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,260円	1,080円	660円
		上記以外の場合	2,520円	2,160円	1,320円
一部使用	ソフトボール(1面につき)	220円	220円	120円	
	野球(1面につき)	420円	360円	170円	
	サッカー(1面につき)	420円	360円	170円	
	半面使用	210円	220円	120円	

3 庭球場

区分	基本使用料(1時間につき)		
	溝辺庭球場	横川庭球場	隼人庭球場

等	会議室及び観覧室	160円	230円	260円	260円	230円	230円
	2階競技場	230円					
	ステージ	230円					
	トレーニング室	20円					

2 運動場

区分		基本使用料(1時間につき)			
		溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場	横川運動場、隼人運動場	福山運動場	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	360円	360円	220円
		上記以外の場合	720円	720円	440円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,080円	1,080円	660円
		上記以外の場合	2,160円	2,160円	1,320円
一部使用	ソフトボール(1面につき)	220円	220円	120円	
	野球(1面につき)	360円	360円	170円	
	サッカー(1面につき)	360円	360円	170円	
	半面使用	220円	220円	120円	

3 庭球場

区分	基本使用料(1時間につき)		
	溝辺庭球場	横川庭球場	隼人庭球場

専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>1,620円</u>
		上記以外の場合	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>3,240円</u>
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>2,430円</u>	<u>1,620円</u>	<u>4,860円</u>
		上記以外の場合	<u>4,860円</u>	<u>3,240円</u>	<u>9,720円</u>
一部使用	1コートにつき		<u>270円</u>		

4 武道館、武道場

区分		基本使用料(1時間につき)		
		国分武道館	隼人武道場	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>560円</u>	<u>280円</u>
		文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	<u>1,120円</u>	<u>560円</u>
		上記以外の場合	<u>2,240円</u>	<u>1,120円</u>
	使用者が入場料を徴収する場合	<u>1,680円</u>	<u>840円</u>	

専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>900円</u>	<u>600円</u>	<u>1,800円</u>
		上記以外の場合	<u>1,800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,600円</u>
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>5,400円</u>
		上記以外の場合	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>	<u>10,800円</u>
一部使用	1コートにつき		<u>300円</u>		

4 武道館、武道場

区分		基本使用料(1時間につき)		
		国分武道館	隼人武道場	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>480円</u>	<u>240円</u>
		文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	<u>960円</u>	<u>480円</u>
		上記以外の場合	<u>1,920円</u>	<u>960円</u>
	使用者が入場料を徴収する場合	<u>1,440円</u>	<u>720円</u>	

	徴収する場合	文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的と しない場合)	3,360円	1,680円
		上記以外の場合	6,720円	3,360円
一部使用	1面につき		190円	140円
附属施設等	会議室		140円	—
	小道場		120円	—
	師範室		80円	—

	徴収する場合	文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的と しない場合)	2,880円	1,440円
		上記以外の場合	5,760円	2,880円
一部使用	1面につき		160円	120円
附属施設等	会議室		160円	—
	小道場		140円	—
	師範室		90円	—

5 弓道場

区分			基本使用料			
			国分弓道場	溝辺弓道場	霧島弓道場	隼人弓道場
専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合 (1時間 につき)	アマチュア スポーツに 使用する場 合	400円	100円	90円	180円
		文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない場 合)	800円	200円	180円	360円
		上記以外の 場合	1,600円	400円	360円	720円
	使用者が 入場料を 徴収する	アマチュア スポーツに 使用する場	1,200円	300円	270円	540円

5 弓道場

区分			基本使用料			
			国分弓道場	溝辺弓道場	霧島弓道場	隼人弓道場
専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合 (1時間 につき)	アマチュア スポーツに 使用する場 合	490円	120円	70円	220円
		文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない場 合)	980円	240円	140円	440円
		上記以外の 場合	1,960円	480円	280円	880円
	使用者が 入場料を 徴収する	アマチュア スポーツに 使用する場	1,470円	360円	210円	660円

	場合(1合 時間につ き)	文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない 場合)	<u>2,400円</u>	<u>600円</u>	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>
		上記以外の 場合	<u>4,800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>
一部使 用	1人1回につき		60円			
	回数券12枚つづり		600円	—	—	600円
	定期券1月分		1,200円	—	—	1,200円

6 その他の施設

区分		基本使用料(1時間につき)
溝辺グラウンドゴルフ場	団体使用(30人以上)	<u>2,670円</u>
	個人使用(1人につき)	<u>100円</u>
溝辺野外ステージ	営利を目的としない場合	<u>840円</u>
	営利を目的とする場合	<u>1,680円</u>
牧園ゲートボール場	1コート	<u>100円</u>

備考

1・2 略

3 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 溝辺野外ステージ 1時間につき1,050円

(削る)

4 略

	場合(1合 時間につ き)	文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない 場合)	<u>2,940円</u>	<u>720円</u>	<u>420円</u>	<u>1,320円</u>
		上記以外の 場合	<u>5,880円</u>	<u>1,440円</u>	<u>840円</u>	<u>2,640円</u>
一部使 用	1人1回につき		60円			
	回数券12枚つづり		600円	—	—	600円
	定期券1月分		1,200円	—	—	1,200円

6 その他の施設

区分		基本使用料(1時間につき)
溝辺グラウンドゴルフ場	団体使用(30人以上)	<u>2,130円</u>
	個人使用(1人につき)	<u>80円</u>
溝辺野外ステージ	営利を目的としない場合	<u>1,050円</u>
	営利を目的とする場合	<u>2,100円</u>
牧園ゲートボール場	1コート	<u>70円</u>

備考

1・2 略

3 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 溝辺野外ステージ 1時間につき1,050円

(2) 牧園ゲートボール場 1コート1時間につき120円

4 略

議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第129号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第10条、第14条関係）		別表（第10条、第14条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
体育館	280円	体育館	240円

議案第103号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部改正について

改正後				改正前			
別表（第6条、第6条の2関係） 学習、文化施設				別表（第6条、第6条の2関係） 学習、文化施設			
区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時
会議室	1,280円	1,280円	1,720円	会議室	1,600円	1,600円	2,140円
第1研修室	1,280円	1,280円	1,720円	第1研修室	1,600円	1,600円	2,140円
第2研修室	1,280円	1,280円	1,720円	第2研修室	1,600円	1,600円	2,140円
大研修室	2,560円	2,560円	3,420円	大研修室	3,200円	3,200円	4,270円
教養文化室	1,280円	1,280円	1,720円	教養文化室	1,600円	1,600円	2,140円
トレーニング室	1人1時間につき210円（回数券11枚つづり2,100円） 1人2時間につき310円（回数券11枚つづり3,100円）			トレーニング室	1人1時間につき220円（回数券11枚つづり2,200円） 1人2時間につき320円（回数券11枚つづり3,200円）		
体育施設				体育施設			
区分		基本使用料 （1時間につき）		区分		基本使用料 （1時間につき）	
専用使用	一般	280円		専用使用	一般	240円	
	児童生徒	140円			児童生徒	120円	
バドミントン（1面につき）	一般	140円		バドミントン（1面につき）	一般	120円	
	児童生徒	70円			児童生徒	60円	
卓球（1台につき）	一般	100円		卓球（1台につき）	一般	80円	
	児童生徒	50円			児童生徒	40円	
テニスコート（1面につき）	一般	270円		テニスコート（1面につき）	一般	240円	
	児童生徒	140円			児童生徒	120円	

<p>備考</p> <p><u>4 使用者が冷暖房を使用する場合（体育館の専用使用に限る。）の使用料は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 体育施設 1時間につき1,050円</u></p>	<p>備考</p> <p><u>4 使用者が冷暖房を使用する場合（冷暖房の使用は学習、文化施設と体育館の専用使用に限る。）の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 学習、文化施設</u></p> <p><u>ア 会議室、第1研修室、第2研修室、教養文化室 1時間につき140円</u></p> <p><u>イ 教養文化室（分割使用） 1時間につき80円</u></p> <p><u>ウ 大研修室 1時間につき270円</u></p> <p><u>(2) 体育施設 1時間につき1,050円</u></p>
--	--

議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第134号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
体育館	<u>280円</u>	体育館	<u>240円</u>

議案第105号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第139号）の一部改正について

改正後			改正前		
<p>（入館料等）</p> <p>第5条 郷土館等に入館しようとする者は、1人1回につき、次に定める入館料を納付しなければならない。</p>			<p>（入館料等）</p> <p>第5条 郷土館等に入館しようとする者は、1人1回につき、次に定める入館料を納付しなければならない。</p>		
区分	普通入館料	団体入館料（10人以上）	区分	普通入館料	団体入館料（10人以上）
小学生・中学生・高校生	<u>90円</u>	<u>70円</u>	小学生・中学生・高校生	<u>80円</u>	<u>60円</u>
大学生・一般	<u>180円</u>	<u>140円</u>	大学生・一般	<u>150円</u>	<u>120円</u>
2 略			2 略		

議案第106号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区分	基本使用料		区分	基本使用料	
国分総合福祉センター	食堂兼会議室	1時間につき260円	国分総合福祉センター	食堂兼会議室	1時間につき260円
	大会議室	1時間につき660円		大会議室	1時間につき660円
	教養娯楽室（和室）	1時間につき390円		教養娯楽室（和室）	1時間につき390円
	小会議室	1時間につき260円		小会議室	1時間につき260円
	研修会議室	1時間につき260円		研修会議室	1時間につき260円
	食品加工室	1時間につき 380円		食品加工室	1時間につき 320円
	大広間（和室）	1時間につき460円		大広間（和室）	1時間につき460円
	娯楽室（和室）	1時間につき140円		娯楽室（和室）	1時間につき140円
	趣味センター大広間（和室）	1時間につき520円		趣味センター大広間（和室）	1時間につき520円
	調理室	1時間につき 200円		調理室	1時間につき 250円
	調理台	1台につき70円		調理台	1台につき70円
	浴室	1回につき 180円		浴室	1回につき 220円
	隼人総合福祉センター	大会議室		1時間につき 250円	隼人総合福祉センター
小会議室		1時間につき 140円	小会議室	1時間につき 160円	

議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年霧島市条例第170号）の一部改正について

改正後	改正前
（許可手数料）	（許可手数料）
第14条 略	第14条 略
(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 8,000円	(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 3,000円
(2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 6,000円	(2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1,000円
(3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 9,000円	(3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 3,000円

<p>(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 <u>8,000円</u></p> <p>(5) 法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更許可を受けようとする者 <u>収集運搬業6,000円 処分業8,000円</u></p> <p>(6) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 <u>8,000円</u></p> <p>(7) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者 <u>6,000円</u></p>	<p>(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 <u>1,000円</u></p> <p>(5) 法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更許可を受けようとする者 <u>1,000円</u></p> <p>(6) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 <u>3,000円</u></p> <p>(7) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者 <u>1,000円</u></p>
---	--

議案第108号 霧島市敷根清掃センター設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第171号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(搬入できる廃棄物)</p> <p>第5条 清掃センターに搬入できる廃棄物（以下「一般廃棄物等」という。）は、<u>本市内で排出されるもの</u>であって、次に掲げるものとする。<u>ただし、市長が特別に認めるものについてはこの限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3)</p> <p><u>(4) 清掃センターで処理できないものが混入しているとき。</u></p> <p><u>(5) 前4号</u>に掲げるもののほか、一般廃棄物等を適正に分別せず、市長が不適当と認めるものが混入しているとき。</p>	<p>(搬入できる廃棄物)</p> <p>第5条 清掃センターに搬入できる廃棄物（以下「一般廃棄物等」という。）は、<u>市長が特別に認めるもののほか、霧島市国分、霧島市隼人町、霧島市福山町、霧島市霧島及び霧島市溝辺町の区域で排出される廃棄物</u>であって、次に掲げるものとする。<u>ただし、清掃センターの設備で処理できない廃棄物は除く。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、一般廃棄物等を適正に分別せず、市長が不適当と認めるものが混入しているとき。</p>

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。

2 市長は前項の申請があったときは、登録証（個人番号カードが添付された場合にあっては、個人番号カード）及び印鑑登録原票と照合し当該申請が適正であることを確認の上、印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限り。）を利用し、必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(削る)

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第18条 市長は**前条**の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 登録証又は個人番号カードを提示しないとき。
- (2) 提示された登録証又は個人番号カードが著しく汚染し、又は損傷しているため識別が困難であるとき。
- (3)・(4) 略

2 市長は前項の申請があったときは、登録証及び印鑑登録原票と照合し当該申請が適正であることを確認の上、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(新設)

(専用端末機による印鑑登録証明書の交付)

第18条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用端末機（以下「自動交付機」という。）に登録証及び暗証番号（登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けることができる。

2 前項の規定は、登録者が自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機から印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けようとするときに準用する。この場合において「専用端末機（以下「自動交付機」という。）」とあるのは「多機能端末機」と、「登録証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」と読み替えるものとする。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は**前2条**の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 登録証_____を提示しないとき。
- (2) 提示された登録証_____が著しく汚染し、又は損傷しているため識別が困難であるとき。
- (3)・(4) 略

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(閲覧の禁止)

第19条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第20条 市長は、印鑑の登録及び証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(委任)

(暗証番号の登録)

第20条 第18条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、あらかじめ登録者本人が市長に暗証番号の登録の申請を行うものとする。この場合、代理人による申請は、認めないものとする。

2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請の確認について準用する。この場合において、同条中「印鑑登録の申請」とあるのは「暗証番号登録の申請」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「暗証番号登録申請者」とする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

(暗証番号の変更)

第21条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、その登録を受けた暗証番号を変更しようとするときは、暗証番号変更申請書に登録証を添えて、自ら市長に届け出なければならない。ただし、登録証に記載されている内容が判読又は識別ができないときは、当該登録証に係る暗証番号の変更をすることができない。

2 市長は、前項の規定（ただし書を除く。）により暗証番号の変更届があった場合は、第5条の規定を準用し、届出者が本人であること及び届出が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

(暗証番号の忘失及び漏出)

第22条 暗証番号登録者は、暗証番号を忘失し、又は漏出した場合は、市長にその旨を届け出るとともに、引き続き暗証番号の登録を必要とするときは、前条の規定により暗証番号の変更手続をとるものとする。

(暗証番号の廃止)

第23条 暗証番号登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、暗証番号廃止届出書に登録証を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、代理人が届け出る場合には、委任の旨を証する書面を提出しなければならない。

(閲覧の禁止)

第24条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第25条 市長は、印鑑の登録及び証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第110号 霧島市民会館の設置および管理に関する条例（平成17年霧島市条例第190号）の一部改正について

改正後		改正前																																						
<p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 許可使用者が<u>その使用を中止したとき</u> _____ は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>（平日の使用料の特例）</u></p> <p>4 <u>第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）のホールの使用料は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>9時～ 12時</th> <th>13時～ 17時</th> <th>18時～ 22時</th> <th>9時～ 17時</th> <th>13時～ 22時</th> <th>9時～ 22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本 使用 料</td> <td>入場料を徴収し</td> <td>8,610円</td> <td>11,480円</td> <td>11,480円</td> <td>22,960円</td> <td>25,830円</td> <td>37,310円</td> </tr> <tr> <td>ない場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収す る場合（最高額が 1,000円以下）</td> <td>17,220円</td> <td>22,960円</td> <td>22,960円</td> <td>45,920円</td> <td>51,660円</td> <td>74,620円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収す る場合（最高額が 1,001円以上）</td> <td>21,530円</td> <td>28,700円</td> <td>28,700円</td> <td>57,400円</td> <td>64,580円</td> <td>93,280円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	基本 使用 料	入場料を徴収し	8,610円	11,480円	11,480円	22,960円	25,830円	37,310円	ない場合							入場料を徴収す る場合（最高額が 1,000円以下）	17,220円	22,960円	22,960円	45,920円	51,660円	74,620円	入場料を徴収す る場合（最高額が 1,001円以上）	21,530円	28,700円	28,700円	57,400円	64,580円	93,280円	<p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 許可使用者が<u>その使用を中止し、又は終了したとき</u>は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>（新設）</u></p>	
区分		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																																	
基本 使用 料	入場料を徴収し	8,610円	11,480円	11,480円	22,960円	25,830円	37,310円																																	
	ない場合																																							
	入場料を徴収す る場合（最高額が 1,000円以下）	17,220円	22,960円	22,960円	45,920円	51,660円	74,620円																																	
	入場料を徴収す る場合（最高額が 1,001円以上）	21,530円	28,700円	28,700円	57,400円	64,580円	93,280円																																	
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時～ 12時</th> <th>13時～ 17時</th> <th>18時～ 22時</th> <th>9時～ 17時</th> <th>13時～ 22時</th> <th>9時～ 22時</th> </tr> </thead> </table>		区分	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時～ 12時</th> <th>13時～ 17時</th> <th>18時～ 22時</th> <th>9時～ 17時</th> <th>13時～ 22時</th> <th>9時～ 22時</th> </tr> </thead> </table>		区分	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																							
区分	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																																		
区分	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																																		

基本 使用 料	ホ	入場料を徴収し	10,320円	13,760円	13,760円	27,520円	30,960円	44,720円
	二	ない場合						
	ル	入場料を徴収す	20,640円	27,520円	27,520円	55,040円	61,920円	89,440円
		る場合（最高額						
		が1,000円以下)						
	入場料を徴収す	25,800円	34,400円	34,400円	68,800円	77,400円	111,800円	
	る場合（最高額							
	が1,001円以上)							
	ロビー	1,540円						
		(ホールの利用者が同時にロビーを使用して物品等の展示販売等の営利行為を行う場合に限る。)						
	楽屋 1	840円	1,120円	1,120円	2,240円	2,520円	3,640円	
	楽屋 2	840円	1,120円	1,120円	2,240円	2,520円	3,640円	
	楽屋 3	720円	960円	960円	1,920円	2,160円	3,120円	
	楽屋 4 (会議室)	1,110円	1,480円	1,480円	2,960円	3,330円	4,810円	
	楽屋 5	450円	600円	600円	1,200円	1,350円	1,950円	
	楽屋 6	450円	600円	600円	1,200円	1,350円	1,950円	
	リハーサル室	900円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	3,900円	
	1階集会室	1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	
	2階集会室	2,430円	3,240円	3,240円	6,480円	7,290円	10,530円	

基本 使用 料	ホ	入場料を徴収し	10,590円	14,120円	14,120円	28,240円	31,770円	45,890円
	二	ない場合						
	ル	入場料を徴収す	21,180円	28,240円	28,240円	56,480円	63,540円	91,780円
		る場合（最高額が						
		1,000円以下)						
	入場料を徴収す	26,480円	35,300円	35,300円	70,600円	79,430円	114,730円	
	る場合（最高額が							
	1,001円以上)							
	ロビー	1,290円						
		(ホールの利用者が同時にロビーを使用して物品等の展示販売等の営利行為を行う場合に限る。)						
	楽屋 1	1,020円	1,360円	1,360円	2,720円	3,060円	4,420円	
	楽屋 2	1,020円	1,360円	1,360円	2,720円	3,060円	4,420円	
	楽屋 3	900円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	3,900円	
	楽屋 4 (会議室)	1,020円	1,360円	1,360円	2,720円	3,060円	4,420円	
	楽屋 5	510円	680円	680円	1,360円	1,530円	2,210円	
	楽屋 6	510円	680円	680円	1,360円	1,530円	2,210円	
	リハーサル室	780円	1,040円	1,040円	2,080円	2,340円	3,380円	
	1階集会室	1,020円	1,360円	1,360円	2,720円	3,060円	4,420円	
	2階集会室	2,040円	2,720円	2,720円	5,440円	6,120円	8,840円	

議案第111号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第194号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第7条、第7条の2関係）		別表（第7条、第7条の2関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
ホール	370円	ホール	310円
大会議室	250円	大会議室	210円
中会議室	140円	中会議室	160円
研修室	140円	研修室	160円

和室	140円	和室	160円
生活改善室	380円	生活改善室	320円
窯（10時間に限る。）	230円	窯（10時間に限る。）	230円

議案第112号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第197号）の一部改正について

改正後		改正前	
（開館時間及び休館日）		（開館時間及び休館日）	
第2条の2 略		第2条の2 略	
(1) 略		(1) 略	
<u>(2) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u>		<u>(2) 休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u>	
別表（第9条、第9条の2関係）		別表（第9条、第9条の2関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
略		略	
和室（6畳）	140円	和室（6畳）	120円
簡易食品加工室	一般	一般	320円
	販売用	販売用	480円

議案第113号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第199号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第10条、第14条関係）		別表（第10条、第14条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
和室	310円	和室	260円
略		略	

議案第114号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第200号）の一部改正について

改正後		改正前											
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条の2 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、レストランについては、午前10時から午後6時までとする。</p> <p>(2) 休館日 火曜日（その日が祝日の場合は翌日）</p>		<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条の2 会館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 会館の休館日は、毎週火曜日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>		区分	開館時間	食堂	午前9時から午後8時まで	その他	午前9時から午後10時まで				
区分	開館時間												
食堂	午前9時から午後8時まで												
その他	午前9時から午後10時まで												
別表（第8条、第14条関係）		別表（第8条、第14条関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料（1時間につき）	集会室	420円	小研修室	310円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料（1時間につき）	集会室	360円	小研修室	260円
区分	基本使用料（1時間につき）												
集会室	420円												
小研修室	310円												
区分	基本使用料（1時間につき）												
集会室	360円												
小研修室	260円												

議案第115号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部改正について

改正後		改正前																											
<p>(使用料)</p> <p>第7条 働く女性の家の使用料は、別表のとおりとし、<u>使用する日までに納付</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p>		<p>(使用料)</p> <p>第7条 働く女性の家の使用料は、別表のとおりとし、<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p>																											
別表（第7条、第10条関係）		別表（第7条、第10条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室）</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>研修室（洋室）</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料（1時間につき）	会議室	140円	相談室	140円	研修室（和室）	250円	研修室（洋室）	250円	軽運動室	280円	調理実習室	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>研修室（和室）</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>研修室（洋室）</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料（1時間につき）	会議室	160円	相談室	160円	研修室（和室）	210円	研修室（洋室）	210円	軽運動室	240円	調理実習室	250円
区分	基本使用料（1時間につき）																												
会議室	140円																												
相談室	140円																												
研修室（和室）	250円																												
研修室（洋室）	250円																												
軽運動室	280円																												
調理実習室	200円																												
区分	基本使用料（1時間につき）																												
会議室	160円																												
相談室	160円																												
研修室（和室）	210円																												
研修室（洋室）	210円																												
軽運動室	240円																												
調理実習室	250円																												

議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部改正について

改正後								改正前								
附 則 <u>（平日の使用料の特例）</u> 3 第6条第1項の規程にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。								附 則 （新設）								
区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	4,830円	6,440円	4,830円	12,880円	12,880円	19,320円	基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	7,230円	9,640円	7,230円	19,280円	19,280円	28,920円	
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	9,660円	12,880円	9,660円	25,760円	25,760円	38,640円		使用 料	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	14,460円	19,280円	14,460円	38,560円	38,560円	57,840円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	12,080円	16,100円	12,080円	32,200円	32,200円	48,300円			入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	18,080円	24,100円	18,080円	48,200円	48,200円	72,300円
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）								
区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	5,790円	7,720円	5,790円	15,440円	15,440円	23,160円	基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	7,230円	9,640円	7,230円	19,280円	19,280円	28,920円	
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	11,580円	15,440円	11,580円	30,880円	30,880円	46,320円		使用 料	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	14,460円	19,280円	14,460円	38,560円	38,560円	57,840円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	14,480円	19,300円	14,480円	38,600円	38,600円	57,900円			入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	18,080円	24,100円	18,080円	48,200円	48,200円	72,300円

議案第 1 1 7 号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第205号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
施設名		基本料金	施設名		基本料金
市民広場	ステージ	1回につき <u>720円</u>	市民広場	ステージ	1回につき <u>890円</u>
お祭り広場	ステージ	1回につき <u>1,420円</u>	お祭り広場	ステージ	1回につき <u>1,770円</u>
	広場	100㎡当たり1日につき <u>440円</u>		広場	100㎡当たり1日につき <u>540円</u>

議案第 1 1 8 号 霧島市溝辺多目的交流施設上床ど一むの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第206号）の一部改正について

改正後			改正前		
（休館日及び開館時間） 第2条の2 略 (1) <u>休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u> (2) 略 （使用料） 第6条 略 2 前項の使用料は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、 <u>使用者は使用許可を受けた後、規則で定める日までに納入しなければならない。</u> 3 略 別表（第6条関係）			（休館日及び開館時間） 第2条の2 略 (1) <u>休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u> (2) 略 （使用料） 第6条 略 2 前項の使用料は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、 <u>使用許可と同時に</u> _____ <u>納入しなければならない。</u> 3 略 別表（第6条関係）		
区分		基本使用料（1面1時間につき）	区分		基本使用料（1面1時間につき）
ゲートボールコート	一般	<u>240円</u>	ゲートボールコート	一般	<u>200円</u>
	児童生徒	<u>120円</u>		児童生徒	<u>100円</u>
テニスコート	一般	<u>430円</u>	テニスコート	一般	<u>360円</u>
	児童生徒	<u>210円</u>		児童生徒	<u>180円</u>

議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第208号）の一部改正について

改正後	改正前														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 多目的研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 多目的研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央地区多目的体育館</td> <td>霧島市福山町福山2458番地</td> </tr> <tr> <td>中央地区多目的広場</td> <td>霧島市福山町福山2446番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地	中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2446番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央地区多目的体育館</td> <td>霧島市福山町福山2458番地</td> </tr> <tr> <td>中央地区研修棟</td> <td>霧島市福山町福山2445番地</td> </tr> <tr> <td>中央地区多目的広場</td> <td>霧島市福山町福山2666番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地	中央地区研修棟	霧島市福山町福山2445番地	中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2666番地
名称	位置														
中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地														
中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2446番地														
名称	位置														
中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地														
中央地区研修棟	霧島市福山町福山2445番地														
中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2666番地														
(使用料)	(使用料)														
第7条 多目的研修施設の使用料は、別表のとおりとし、市長が特に認めた場合を除き、 <u>使用者は、使用許可を受けた後、規則で定める日までに納入しなければならない。</u>	第7条 多目的研修施設の使用料は、別表のとおりとし、市長が特に認めた場合を除き、 <u>使用許可と同時に納入しなければならない。</u>														
2 略	2 略														
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">280円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	体育館	280円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修棟小会議室</td> <td style="text-align: right;">160円</td> </tr> <tr> <td>研修棟大会議室</td> <td style="text-align: right;">210円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">240円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	研修棟小会議室	160円	研修棟大会議室	210円	体育館	240円		
区分	使用料（1時間につき）														
体育館	280円														
区分	使用料（1時間につき）														
研修棟小会議室	160円														
研修棟大会議室	210円														
体育館	240円														

議案第120号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第217号）の一部改正について

改正後	改正前												
(使用料)	(使用料)												
第6条 略	第6条 略												
2 使用料は、 <u>使用する日までに納付</u> しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。	2 使用料は、 <u>前納</u> しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。												
3 略	3 略												
別表第1（第6条、第9条の2関係）	別表第1（第6条、第9条の2関係）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">1室1時間につき140円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td style="text-align: right;">1室1時間につき200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料	研修室	1室1時間につき140円	料理実習室	1室1時間につき200円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">1室1時間につき160円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td style="text-align: right;">1室1時間につき250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料	研修室	1室1時間につき160円	料理実習室	1室1時間につき250円
区分	基本使用料												
研修室	1室1時間につき140円												
料理実習室	1室1時間につき200円												
区分	基本使用料												
研修室	1室1時間につき160円												
料理実習室	1室1時間につき250円												

特産品コーナー展示棟	販売事業を行う場合は、売上金額に100分の15を乗じて得た額
------------	--------------------------------

特産品コーナー展示棟	販売事業を行う場合は、売上金額に100分の15を乗じて得た額
------------	--------------------------------

別表第2（第6条、第9条の2関係）

区分		使用料（1回につき）
浴室	大人	420円 回数券12枚つづり4,200円
	小人	150円 回数券12枚つづり1,500円

別表第2（第6条、第9条の2関係）

区分		使用料（1回につき）
浴室	大人	380円 回数券12枚つづり3,800円
	小人	150円 回数券12枚つづり1,500円

議案第121号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第219号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
和室	140円	和室	160円

議案第122号 霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第221号）の一部改正について

改正後	改正前
（行為の制限） 第3条 略 <u>（使用料）</u>	（行為の制限） 第3条 略 （新設）
第4条 前条に定める許可を受けた者は、霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の例により算定した額の使用料を納入しなければならない。 <u>（使用料の減免）</u>	（新設）
第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>（使用料の還付）</u>	（新設）

第6条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、第3条第1項又は第2項の許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由によって、当該許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(罰則)

第7条 市長は、詐欺その他の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(行為の禁止)

第8条 略

(指定管理者による管理)

第9条 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 略

(損害賠償)

第11条 略

(委任)

第12条 略

(新設)

(行為の禁止)

第4条 略

(指定管理者による管理)

第5条 略

(指定管理者が行う業務)

第6条 略

(損害賠償)

第7条 略

(委任)

第8条 略

議案第123号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第230号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第7条、第13条関係）		別表（第7条、第13条関係）	
区分	基本使用料	区分	基本使用料
会議室	1時間につき250円	会議室	1時間につき210円
ホール	1時間につき280円	ホール	1時間につき240円
テニスコート	1時間につき270円	テニスコート	1時間につき300円
野外緑地広場	1時間につき420円	野外緑地広場	1時間につき360円
バンガロー	1棟1泊につき5,670円	バンガロー	1棟1泊につき5,670円

温泉	大人	1回につき260円	温泉	大人	1回につき320円
	小人	1回につき150円		小人	1回につき150円

議案第124号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第234号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
加工貯蔵施設	380円	加工貯蔵施設	320円

議案第125号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第238号）の一部改正について

改正後	改正前
（使用料） 第6条 畜産研修センターの使用料は1回につき <u>1,050円</u> とし、市長が特に認めた場合を除き、前納しなければならない。	（使用料） 第6条 畜産研修センターの使用料は1回につき <u>1,260円</u> とし、市長が特に認めた場合を除き、前納しなければならない。

議案第126号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第239号）の一部改正について

改正後	改正前
（使用料） 第6条 家畜審査場の使用料は1回につき <u>1,050円</u> とし、市長が特に認めた場合を除き、前納しなければならない。	（使用料） 第6条 家畜審査場の使用料は1回につき <u>1,260円</u> とし、市長が特に認めた場合を除き、前納しなければならない。

議案第127号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例（平成17年霧島市条例第254号）の一部改正について

改正後			改正前		
(施設等) 第2条 略 2 別表第1に掲げる施設等のうち、有料施設は第1号から第3号まで 及び第5号 とし、 無料施設は第4号 及び第6号 から第8号までとする。 (使用の 時間) 第2条の2 有料施設のうちバンガロー施設及び キャンプサイトの 使用時間は、次の とおりとする。			(施設等) 第2条 略 2 別表第1に掲げる施設等のうち、有料施設は第1号から第3号まで _____ とし、 無料施設は第4号 _____ から第8号までとする。 (使用の 期間等) 第2条の2 有料施設のうちバンガロー施設及び テントの使用期間及び 使用時間は、次の とおりとする。		
施設の名称	区分	使用時間	施設の名称	使用期間	使用時間
バンガロー施設及び	1泊	午後5時から翌日の午前9時まで	バンガロー施設	7月1日から8月31日まで	宿泊は午後5時から翌日の午前9時まで とする。休憩は午前10時から午後4時ま でとする。
キャンプサイト	休憩	午前10時から午後4時まで			
			テント	7月1日から8月31日まで	宿泊は午後5時から翌日の午前9時まで とする。休憩は午前10時から午後4時ま でとする。
2・3 略 (使用料) 第5条 略 2 使用料は、市長が必要と認めた場合を除き、 使用する日までに納付 しなければならない。 3 略 別表第1（第2条関係）			2・3 略 (使用料) 第5条 略 2 使用料は、市長が必要と認めた場合を除き、 現金で前納 _____ しなければならない。 3 略 別表第1（第2条関係）		
番号	施設名		番号	施設名	
1	バンガロー施設		1	バンガロー施設	
2	キャンプサイト		2	テント施設	
3	売店		3	売店	
4	休憩棟		4	休憩棟	
5	シャワー室・更衣室・便所		5	シャワー室・更衣室・便所	
6	監視棟		6	監視棟	
7	炊事棟		7	炊事棟	

8 遊歩道

別表第2（第5条、第10条の2関係）

施設の名称	区分	使用料		備考
		1泊		
バンガロー施設	基本料金（1棟）	1泊	2,810円	
		休憩	1,060円	
	1人当たり	1泊	1,570円	未就学児は無料
		休憩	590円	未就学児は無料
テント持込料	1張りにつき	1泊	1,610円	1人用は810円
		休憩	610円	1人用は310円
売店	1月につき	55,000円		
シャワー室	温水シャワー 5分につき	100円		
更衣室	コインロッカー 1回	100円		

8 遊歩道

別表第2（第5条、第10条の2関係）

施設の名称	区分	使用料	
		1泊	休憩
バンガロー施設	基本料金（1棟）	1泊	2,200円
		休憩	670円
	1人当たり	230円	120円
テント	4人用	1,100円	550円
	6人用	2,200円	1,100円
	8人用	3,300円	2,200円
テントベース	1箇所につき		550円
売店	1月につき		55,000円

備考

- 1 就学前の幼児は無料とする。
- 2 バンガローにおける宿泊の施設使用は、午後5時から翌日の午前9時までとする。
（休憩は午前10時から午後4時までとする。）
- 3 用器具等の使用料については、別に市長が定める。

議案第128号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第256号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第5条、第8条関係）		別表（第5条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
会議室	140円	会議室	160円
ホール	300円	ホール	250円
広場	300円	広場	250円

議案第129号 霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部改正について

改正後					改正前								
別表第1（第4条、第6条関係） 使用料					別表第1（第4条、第6条関係） 使用料								
利用者	区分	入浴料	貸切風呂	量	給湯料	利用者	区分	入浴料	貸切風呂	量	給湯料		
			入浴料						入浴料			部屋代	
おとな	1回につき	380円	1室1時間当たり	20リットル	1,000円	おとな	1回につき	320円	1室2時間当たり	20リットル	1,000円		
			回数券12枚						1,500円			回数券12枚	1,260円
			つづり3,800円						1室1時間当たり			つづり3,200円	1室2時間当たり
			回数券25枚						1,200円			回数券25枚	1,260円
こども (小学生)	1回につき	150円	10リットル	10リットル	600円	こども (小学生)	1回につき	150円	10リットル	10リットル	600円		
			2.0リットル						230円			2.0リットル	230円
			回数券12枚									回数券12枚	
			つづり1,500円									つづり1,500円	
幼児	無料	0円	0.5リットル	0.5リットル	110円	幼児	無料	0円	0.5リットル	0.5リットル	110円		
			回数券25枚									回数券25枚	
			つづり7,600円									つづり6,400円	
			回数券25枚									回数券25枚	

備考 貸切風呂の利用は1時間単位とし、1時間を越える場合は、30分ごとに入浴料に2分の1を乗じて得た額を追加徴収する。

備考 貸切風呂は2時間単位とし、2時間を越える場合は、1時間当たり部屋代630円を追加徴収する。

議案第130号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部改正について

改正後				改正前			
別表第3（第9条関係）				別表第3（第9条関係）			
区分			基本使用料	区分			基本使用料
溝辺ふれあい温泉センター	一般浴室	大人	1回につき <u>380円</u> 回数券12枚つづり <u>3,800円</u> 回数券25枚つづり <u>7,600円</u>	一般浴室	大人	1回につき <u>320円</u> 回数券12枚つづり <u>3,200円</u> 回数券25枚つづり <u>6,400円</u>	
		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円	
	家族浴室		1室1時間につき <u>650円</u>	家族浴室		1室1時間につき <u>590円</u>	
	集会室		1時間につき <u>310円</u>	集会室		1時間につき <u>260円</u>	
横川健康温泉センター	一般浴室	大人	1回につき <u>380円</u> 回数券12枚つづり <u>3,800円</u> 回数券25枚つづり <u>7,600円</u>	一般浴室	大人	1回につき <u>320円</u> 回数券12枚つづり <u>3,200円</u> 回数券25枚つづり <u>6,400円</u>	
		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円	
	家族浴室		1室1時間につき <u>650円</u>	家族浴室		1室1時間につき <u>590円</u>	
	ボランティア室		1時間につき <u>140円</u>	ボランティア室		1時間につき <u>160円</u>	
	ふれあい室		1時間につき <u>140円</u>	ふれあい室		1時間につき <u>160円</u>	
	大会議室		1時間につき <u>250円</u>	大会議室		1時間につき <u>210円</u>	
	教養娯楽室		1時間につき <u>310円</u>	教養娯楽室		1時間につき <u>260円</u>	
霧島温泉健康増進交流センター	一般浴室	大人	1回につき <u>420円</u> 回数券12枚つづり <u>4,200円</u> 回数券25枚つづり <u>8,400円</u>	一般浴室	大人	1回につき <u>380円</u> 回数券12枚つづり <u>3,800円</u> 回数券25枚つづり <u>7,600円</u>	
		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円		小人	1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円	
	家族浴室		1室1時間につき <u>750円</u>	家族浴室		1室1時間につき <u>680円</u>	
備考				備考			
1・2 略				1・2 略			
3 身体障害者手帳1級若しくは2級、 <u>療育手帳A1</u> 若しくはA2 <u>又は精神障害者</u>				3 身体障害者手帳1級若しくは2級 <u>又は療育手帳A1</u> 若しくはA2			

保健福祉手帳の交付を受けている者が介助者と家族浴室を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額を1室の使用料とする。ただし、使用時間が1時間を超えたときは、30分ごとに次に掲げる使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

- (1) 溝辺ふれあい温泉センター及び横川健康温泉センター 380円
 (2) 霧島温泉健康増進交流センター 420円

4～7 略

8 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

_____の交付を受けている者が介助者と家族浴室を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額を1室の使用料とする。ただし、使用時間が1時間を超えたときは、30分ごとに次に掲げる使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

- (1) 溝辺ふれあい温泉センター及び横川健康温泉センター 320円
 (2) 霧島温泉健康増進交流センター 380円

4～7 略

(新設)

議案第131号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第261号）の一部改正について

改正後				改正前			
(名称及び区域)				(名称及び区域)			
第2条 略				第2条 略			
大字	字			大字	字		
牧園町高千穂	出口	<u>3311番3内</u> <u>3311番4内</u> <u>3311番19内</u> <u>3311番20内</u> <u>3311番23内</u> <u>3311番24内</u> <u>3311番25内</u> <u>3311番26内</u> <u>3311番29内</u> <u>3311番30内</u> <u>3311番31内</u> <u>3311番32内</u> <u>3311番33内</u> <u>3311番34内</u> <u>3311番35内</u>	面積 26ヘクタール	牧園町高千穂	出口	<u>3311番3内</u> <u>3311番4内</u> <u>3311番5内</u> <u>3311番19内</u> <u>3311番20内</u> <u>3311番23内</u> <u>3311番24内</u> <u>3311番25内</u> <u>3311番26内</u> <u>3311番29内</u> <u>3311番30内</u> <u>3311番31内</u> <u>3311番32内</u> <u>3311番33内</u> <u>3311番34内</u>	面積 26ヘクタール

3311番36内
3311番37内
3311番38内
3311番39内
3311番40内
3311番41内
3311番44内
3311番45内

3311番35内
3311番36内
3311番37内
3311番38内
3311番39内
3311番40内
3311番41内
3311番44内
3311番45内

別表第1（第9条、第11条関係）

1 ケビン等使用料

種別		数量	金額	備考
入材料	大人	1人1日	220円	
	小人	〃	170円	
ケビン使用料		1棟1日	4,400円	寝具・食器類を除く。
テント持込料		1張1日	1,610円	1人用は810円
オートキャンプ	キャンピングカー	1台1日	2,680円	
	普通車	〃	1,610円	
	軽自動車	〃	1,070円	
電源		1基	540円	

別表第1（第9条関係）

1 キャンプ用具、ケビン使用料

種別		数量	金額	備考
テント（10人用）		1張1日使用	2,140円	
テント（8人用）		〃	1,940円	
テント（6人用）		〃	1,720円	
テント（4人用）		〃	1,610円	
ゴザ		1枚1日使用	220円	
毛布		〃	280円	
入材料	大人	1人1日	220円	
	小人	〃	170円	
ケビン使用料		1棟1日	4,400円	寝具・食器類を除く。
テント持込料		1張1日	1,610円	1人用は810円
オートキャンプ	キャンピングカー	1台1日	2,680円	
	乗用車等	〃	1,070円	
鍋（大）		1個	280円	
鍋（小）		〃	220円	
釜		〃	280円	
やかん		〃	170円	
飯盒		〃	170円	
食器類		1枚・1個	70円	
スプーン類		1個	20円	
ザル・ボール		〃	120円	

2 テニスコート等使用料

名称	使用区分	時間	料金
テニスコート	1コート	1	270円
用具	軟式ボール	1個	70円
	軟式ラケット	1本	220円
	硬式ラケット	1本	440円
	シューズ	1足	380円
夜間照明施設	1コート	1	170円

4 入浴施設使用料

利用区分	料金	備考
浴室	おとな 1人	1 使用時間は、午前9時から午後8時までとする。 2 回数券を発行した場合は、おとなは12枚つづりで3,800円、25枚つづりで7,600円、こどもは12
	こども (小学生以下) 1人	

包丁	1丁	120円
まな板	1枚	120円
しゃもじ類	1個	70円
缶切	〃	20円
バケツ	〃	170円
シート(大)	1枚	330円
シート(小)	〃	220円
バーベキューセット	1セット	540円
バーベキューセット台付	〃	1,070円
網	1個	120円
ガスボンベセット	1セット	1,070円
鉄板	1枚	220円
キャンプファイヤー	1回	5,350円
炊飯器	1個	540円
電源	1基	540円
薪	1束	120円
炭	1袋	540円

2 テニスコート等使用料

名称	使用区分	時間	料金
テニスコート	1コート	1	300円
用具	軟式ボール	1個	70円
	軟式ラケット	1本	220円
	硬式ラケット	1本	440円
	シューズ	1足	380円
夜間照明施設	1コート	1	170円

4 入浴施設使用料

利用区分	料金	備考
浴室	おとな 1人	1 使用時間は、午前9時から午後8時までとする。 2 回数券を発行した場合は、おとなは11枚つづりで3,100円、こどもは11
	こども (小学生以下) 1人	

枚つづりで1,500円、25枚つづりで3,000円とする。
3 未就学児は、無料とする。

枚つづりで1,500円とする。
3 未就学児は、無料とする。

5 遊具使用料

種別	数量	金額	備考
自転車	1時間1台	330円	1 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。 2 30分超過するごとに70円を加算する。

5 遊具使用料

種別	数量	金額	備考
自転車	1時間1台	330円	1 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。
ローラースルー	1時間1台	220円	2 30分超過するごとに自転車70円、ローラースルー及びローラースケート40円を加算する。
ローラースケート	1時間	220円	

6 音楽練習場兼合宿所使用料

種別	数量	宿泊	練習及び休憩			備考
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後8時まで	
A	1棟	19,230円	3,530円	3,530円	5,250円	1 宿泊は1棟1日5人までの使用とし、1人増すごとに、3,210円の増とする。 (ただし、Bは2,890円とし、Cは2,680円とし、Dは3,780円とする。) 2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。 3 冷暖房費は1日当たり1,070円とする。
B	1棟	17,090円	3,210円	3,210円	4,820円	
C	1棟	16,030円	3,000円	3,000円	4,500円	
D	1棟	22,650円	4,200円	4,200円	6,300円	

6 音楽練習場兼合宿所使用料

種別	数量	宿泊	練習及び休憩			備考
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後8時まで	
A	1棟	19,230円	3,530円	3,530円	5,250円	1 宿泊は1棟1日5人までの使用とし、1人増すごとに、3,210円の増とする。 (ただし、Bは2,890円とし、Cは2,680円とする。) 2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。 3 暖房費は1日当たり1,070円とする。
B	1棟	17,090円	3,210円	3,210円	4,820円	
C	1棟	16,030円	3,000円	3,000円	4,500円	
D	1棟	22,650円	4,200円	4,200円	6,300円	

議案第132号 霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 丸岡公園</p> <p><u>ア 開園時間</u></p> <p><u>夏季（4月1日から9月30日まで） 午前9時から午後6時まで</u></p> <p><u>冬季（10月1日から翌年の3月31日まで） 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(保管した工作物等の公示)</u></p> <p><u>第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量</u></p> <p><u>(2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日</u></p> <p><u>(3) 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項</u></p> <p><u>2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙に掲載すること。</u></p> <p><u>(工作物等の価額の評価の方法)</u></p>	<p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 丸岡公園</p> <p><u>ア 開園時間</u></p> <p><u>午前9時から午後4時30分までとする。ただし、グラウンドのナイター施設は午後9時30分までとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第13条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(工作物等の売却手続等)

第13条の4 前2条に定めるもののほか、保管した工作物等の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。

(使用料の納付)

第15条 使用料の納付は、次のとおりとする。

- (1) 年をもって定めるものは、年度の初めにおいて当該年度分を納付しなければならない。ただし、5月以降の許可に係るものについては、許可の月において当該年度分を納付しなければならない。
- (2) 前号に定めるもの以外のものは、規則で定める日までに全額を納付しなければならない。

2～5 略

(使用料の返還)

第17条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 公益上若しくは管理上又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に許可の取消し又は許可事項の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

別表第8 (第8条関係)

名称	施設
略	
丸岡公園	ゴーカート場

(新設)

(使用料の徴収)

第15条 使用料の徴収期は、次のとおりとする。

- (1) 年をもって定めるものは、年度の初めにおいて当該年度分を徴収する。ただし、5月以降の許可に係るものについては、許可の月において当該年度分を徴収する。
- (2) 前号に定めるもの以外のものは、許可の際全額を徴収する。

2～5 略

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第3条第1項若しくは第2項若しくは第8条第2項又は法第5条第2項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第8 (第8条関係)

名称	施設
略	
丸岡公園	ゴーカート場、プール、グラウンドナイター施設

	、緑地公園
略	

別表第9（第12条、第12条の2関係）

都市公園使用料

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
第1号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	100円
略		

2 有料公園施設を利用する場合

(ア) 城山公園

施設名	区分	基本使用料
研修センター会議室	1時間につき	140円
略		

(イ) 国分運動公園

施設名	区分			体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
陸上競技場	専用使用	アマチュアスポーツ	一般	1,400円	4,200円
			児童生徒	700円	
		その他	5,600円	16,800円	
	一部使用（団体）	アマチュアスポーツ	一般	700円	2,100円
			児童生徒	350円	
		その他	2,800円	8,400円	
個人使用	一般	190円	—		
	児童生徒	100円	—		

	、緑地公園、グラウンドゴルフ場
略	

別表第9（第12条、第12条の2関係）

都市公園使用料

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
第1号に掲げる行為	1日1人につき	230円
略		

2 有料公園施設を利用する場合

(ア) 城山公園

施設名	区分	基本使用料
研修センター会議室	1時間につき	160円
略		

(イ) 国分運動公園

施設名	区分			体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
陸上競技場	専用使用	アマチュアスポーツ	一般	1,170円	3,510円
			児童生徒	590円	
		その他	4,680円	14,040円	
	団体使用	アマチュアスポーツ	一般	740円	2,220円
			児童生徒	370円	
		その他	2,960円	8,880円	
個人使用	一般	160円	—		
	児童生徒	80円	—		

	会議室		100円	
国分球場	専用使用(団体)	一般	620円	1,860円
		児童生徒	310円	
投球練習場	1箇所につき	一般	130円	—
		児童生徒	70円	
庭球場	1面につき	一般	270円	—
		児童生徒	140円	
多目的広場	専用使用(団体)	一般	800円	2,400円
		児童生徒	400円	—
多目的屋内運動場	専用使用(団体)	一般	860円	2,580円
		児童生徒	430円	1,290円
	一部使用	一般	430円	—
		児童生徒	210円	—

備考

1・2 略

3 「陸上競技場の一部使用(団体)」とは、スポーツクラブ等の団体が陸上競技場の一部を使用する場合をいう。

4～7 略

(エ) 国分海浜公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料(1時間につき)	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
庭球場	一般(1面につき)	270円	
	児童生徒(1面につき)	140円	
第1グラウンド	専用使用(団体)	420円	1,260円

	会議室		90円	
国分球場	専用使用(団体)	一般	520円	1,560円
		児童生徒	260円	
投球練習場	1箇所につき	一般	110円	—
		児童生徒	60円	
庭球場	1面につき	一般	300円	—
		児童生徒	150円	
多目的広場	専用使用(団体)	一般	670円	2,010円
		児童生徒	340円	—
多目的屋内運動場	専用使用(団体)	一般	720円	2,160円
		児童生徒	360円	1,080円
	一部使用	一般	360円	—
		児童生徒	180円	—

備考

1・2 略

3 「陸上競技場の団体使用」とは、スポーツクラブ等の団体が陸上競技場の一部を使用する場合をいう。

4～7 略

(エ) 国分海浜公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料(1時間につき)	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
庭球場	一般(1面につき)	240円	
	児童生徒(1面につき)	120円	
第1グラウンド	専用使用(団体)	360円	1,080円

第2グラウンド	専用使用（団体）	420円	1,260円
---------	----------	------	--------

(オ) 国分海浜公園体育館

区分			基本使用料（1時間につき）
専用 使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポー ツに使用する場合 児童生徒	280円
		その他の団体	560円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣 伝を目的としない場合）	1,120円
	その他の催物に使用する場合	2,240円	
	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,680円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣 伝を目的としない場合）	3,360円
その他の催物に使用する場合		6,720円	
集会室			140円
スタジオ兼集会室			140円
一部 使用	卓球（1 台につ き）	一般	100円
		児童生徒	50円
	バドミン トン（1 面につ き）	一般	140円
		児童生徒	70円
	バレーボ ール（1 面につ き）	一般	280円
		児童生徒	140円
	個人使用 （1回に つき）	一般	100円
		児童生徒	50円

(カ) 北公園

第2グラウンド	専用使用（団体）	360円	1,080円
---------	----------	------	--------

(オ) 国分海浜公園体育館

区分			基本使用料（1時間につき）
専用 使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポー ツに使用する場合 児童生徒	240円
		その他の団体	480円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣 伝を目的としない場合）	960円
	その他の催物に使用する場合	1,920円	
	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,440円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣 伝を目的としない場合）	2,880円
その他の催物に使用する場合		5,760円	
集会室			160円
スタジオ兼集会室			160円
一部 使用	卓球（1 台につ き）	一般	80円
		児童生徒	40円
	バドミン トン（1 面につ き）	一般	120円
		児童生徒	60円
	バレーボ ール（1 面につ き）	一般	240円
		児童生徒	120円
	個人使用 （1回に つき）	一般	80円
		児童生徒	40円

(カ) 北公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的広場	全面使用	420円	1,260円
庭球場	一般（1面につき）		270円
	児童生徒（1面につき）		140円

(キ) 丸岡公園

施設名	単位	金額
ゴーカート	1人乗り1回につき	320円
	2人乗り1回につき	530円
緑地公園	市外者がグラウンドゴルフを行う場合に限り1人	120円
グラウンドゴルフ用具	市内者が使用する場合に限り1日8ホール	530円
	市外者が使用する場合に限り1日8ホール	1,050円
	市内者が使用する場合に限り1日16ホール	1,050円
	市外者が使用する場合に限り1日16ホール	2,100円
スロープカー	小学生以上1人につき1回	130円

(削る)

(ク) まきのはら運動公園

施設名	区分	基本使用料
多目的屋内運動場（まきば）	ゲートボールコート（1面につき）	一般 1時間につき 240円
		児童生徒 1時間につき 120円

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的広場	全面使用	360円	1,080円
庭球場	一般（1面につき）		300円
	児童生徒（1面につき）		150円

(キ) 丸岡公園

施設名	単位	金額
ゴーカート	1人乗り1回につき	320円
	2人乗り1回につき	530円
プール	小学生以下	210円
	幼児	110円
	プールサイドに入場する保護者1人	110円
グラウンド	市外者が使用する場合に限り 1日	2,470円
ナイター施設	1時間以内（1時間増すごとに1,580円を加算）	1,580円
緑地公園	市外者がグラウンドゴルフを行う場合に限り1人	120円
グラウンドゴルフ用具	市内者が使用する場合に限り1日8ホール	530円
	市外者が使用する場合に限り1日8ホール	1,050円
	市内者が使用する場合に限り1日16ホール	1,050円
	市外者が使用する場合に限り1日16ホール	2,100円
スロープカー	小学生以上1人につき1回	130円

備考 プールの団体入場者については、20人につき、1人は無料とする。

(ク) まきのはら運動公園

施設名	区分	基本使用料
多目的屋内運動場（まきば）	ゲートボールコート（1面につき）	一般 1時間につき 200円
		児童生徒 1時間につき 100円

ドーム)	テニスコート（1面につき）	一般	1時間につき 430円	ドーム)	テニスコート（1面につき）	一般	1時間につき 360円
		児童生徒	1時間につき 210円			児童生徒	1時間につき 180円

議案第133号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第274号）の一部改正について

改正後			改正前				
別表（第7条関係）			別表（第5条関係）				
施設	区分	単位	利用料金の上限	施設	区分	単位	利用料金の上限
スーパースライダー		1回	320円	スーパースライダー		1回	320円
		11回	3,200円			11回	3,200円
人工ソリ		30分	320円	人工ソリ		30分	320円
リフト		1回	320円	リフト		1回	320円
		11回	3,200円			11回	3,200円
		全日	5,250円			全日	5,250円
ロードトレイン		1回乗車	320円	ロードトレイン		1回乗車	320円
パターゴルフ		1回	1,270円	パターゴルフ		1回	1,270円
バッテリーカー		1回	120円	バッテリーカー		1回	120円
映像室		1回	180円	映像室		1回	220円
研修室		半日	840円	研修室		半日	1,050円
		全日	1,260円			全日	1,580円
イベント広場ステージ		半日	2,060円	研修室冷暖房		1時間	1,050円
		全日	4,030円	イベント広場ステージ		半日	2,420円
						全日	4,720円

議案第134号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後						改正前					
(入居者の資格等) 第6条 略 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること(中山間地域(霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例(平成28年霧島市条例第14号)第2条第1号に規定する区域)を除く。)						(入居者の資格等) 第6条 略 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること(横川、牧園、霧島及び福山地区 _____を除く。)					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
略						略					
中ノ団地	霧島市横川町中ノ1393番地	耐火構造2階建て	8	平成8	準公営住宅	中ノ団地	霧島市横川町中ノ1393番地	耐火構造2階建て	8	平成8	特定公共賃貸住宅
略						略					

議案第135号 霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部改正について

改正後				改正前			
(使用料の額) 第21条 略 (削る)				(使用料の額) 第21条 略 (1) <u>国分隼人処理区</u>			
種別	区分	排除汚水量	金額	種別	区分	排除汚水量	金額
一般汚水	基本使用料		650円	一般汚水	基本使用料		350円
	従量使用料(10立方メートルにつき)	10立方メートルまで	70円		従量使用料(10立方メートルにつき)	10立方メートルまで	55円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	90円			10立方メートルを超え20立方メートルまで	75円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	100円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	85円
		30立方メートルを超え40立方メートルまで	110円			30立方メートルを超え40立方メートルまで	95円
		40立方メートルを超え50立方メートルまで	120円			40立方メートルを超え50立方メートルまで	105円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	130円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	115円
100立方メートルを超える分	135円	100立方メートルを超える分	120円				

公衆浴場汚水	基本使用料		350円	公衆浴場汚水	基本使用料		350円
	従量使用料	1立方メートルにつき	10円		従量使用料	1立方メートルにつき	10円
(削る)							
(削る)							
				(2) 牧園処理区			
種別		区分		排除汚水量		金額	
一般汚水	基本使用料					350円	
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルまで				50円	
		10立方メートルを超え20立方メートルまで				60円	
		20立方メートルを超え30立方メートルまで				80円	
		30立方メートルを超え40立方メートルまで				90円	
		40立方メートルを超え50立方メートルまで				100円	
		50立方メートルを超え100立方メートルまで				120円	
100立方メートルを超える分				125円			
公衆浴場汚水	基本使用料		350円	公衆浴場汚水	基本使用料		350円
	従量使用料	1立方メートルにつき	10円		従量使用料	1立方メートルにつき	10円

議案第136号 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例（平成20年霧島市条例第16号）の一部改正について

改正後			改正前		
(使用期間等)			(使用期間等)		
第4条 プールの使用期間は、6月15日から9月15日までとする。			第4条 プールの使用期間は、毎年6月15日から9月15日までとし、使用時間は午前10時から午後7時までとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を変更することができる。		
2 使用時間及び休館日は、次のとおりとする。			2 プールの休館日は、毎週月曜日（その日が祝日の場合はその翌日）とする。ただし、市長は必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は臨時に開館することができる。		
使用期間	使用時間	休館日			
6月15日から7月20日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）			
7月21日から8月31日まで	午後1時から午後5時まで	毎週火曜日（その日が祝日の場合は、その翌日）			
9月1日から9月15日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）			

3 市長は、必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を変更し、臨時に休館日を設け、又は臨時に開館することができる。

議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○（第1条関係） *令和4年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>○（第2条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○（第2条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例（平成22年霧島市条例第9号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
名称	基本使用料（1時間につき）	名称	基本使用料（1時間につき）
霧島市消防団横川方面隊佐々木分団赤水地区拠点施設	250円	霧島市消防団横川方面隊佐々木分団赤水地区拠点施設	210円
霧島市消防団横川方面隊安良分団横伏敷地区拠点施設	250円	霧島市消防団横川方面隊安良分団横伏敷地区拠点施設	210円
霧島市消防団横川方面隊山ヶ野分団古城地区拠点施設	250円	霧島市消防団横川方面隊山ヶ野分団古城地区拠点施設	210円

議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例（平成22年霧島市条例第14号）の一部改正について

第1条による霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、霧島市敷根清掃センター及び牧園横川クリーンステーションに搬入されるごみの処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（区域内の手数料）</p> <p>第2条 本市の区域内_____の事業活動に伴って生じた一般廃棄物を清掃センターに搬入する場合の手数料は、10キログラム（10キログラム未満については、10キログラムとみなす。以下同じ。）につき80円とする。</p> <p>2 略</p> <p>（削る）</p> <p>（手数料の徴収方法）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>（手数料の還付）</p> <p><u>第4条</u> 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、霧島市敷根清掃センター（以下「清掃センター」という。）に搬入されるごみの処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（区域内の手数料）</p> <p>第2条 本市の区域内（霧島市横川町及び牧園町の区域を除く。以下同じ。）の事業活動に伴って生じた一般廃棄物を清掃センターに搬入する場合の手数料は、10キログラム（10キログラム未満については、10キログラムとみなす。以下同じ。）につき80円とする。</p> <p>2 略</p> <p>（区域外の手数料）</p> <p><u>第3条</u> 本市の区域外から排出される一般廃棄物の処分を引き受ける場合の手数料は、10キログラムにつき300円とする。</p> <p>（手数料の徴収方法）</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>（手数料の還付）</p> <p><u>第5条</u> 略</p>

<p>(手数料の減免)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>
---	---

第2条による霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

改正後	改正前						
<p><u>(手数料の額)</u></p> <p><u>第2条</u> 市内で排出された一般廃棄物(資源物を除く。)を搬入する場合の手数料は、別表に定める額とする。</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>一般廃棄物(資源物を除く。)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10キログラムにつき100円</u> <u>(10キログラム未満については、10キログラムとみなす。)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>スプリングマットレス(ソファ等を含む。)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1個当たり1,000円を、手数料に加算する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	<u>一般廃棄物(資源物を除く。)</u>	<u>10キログラムにつき100円</u> <u>(10キログラム未満については、10キログラムとみなす。)</u>	<u>スプリングマットレス(ソファ等を含む。)</u>	<u>1個当たり1,000円を、手数料に加算する。</u>	<p><u>(区域内の手数料)</u></p> <p><u>第2条</u> 本市の区域内の事業活動に伴って生じた一般廃棄物を清掃センターに搬入する場合の手数料は、10キログラム(10キログラム未満については、10キログラムとみなす。以下同じ。)につき80円とする。</p> <p><u>2</u> 本市の区域内の住民が自ら排出した一般廃棄物を自ら清掃センターに搬入する場合の手数料は30キログラムまでを無料とし、30キログラムを超えるものについては10キログラムにつき80円を加算する。</p> <p>(新設)</p>
区分	手数料						
<u>一般廃棄物(資源物を除く。)</u>	<u>10キログラムにつき100円</u> <u>(10キログラム未満については、10キログラムとみなす。)</u>						
<u>スプリングマットレス(ソファ等を含む。)</u>	<u>1個当たり1,000円を、手数料に加算する。</u>						

議案第140号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部改正について

改正後								改正前	
附 則 1・2 略 （平日の使用料の特例） 3 第7条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。								附 則 1・2 略 （新設）	
	区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時		
基本使用料	入場料を徴収しない場合	3,870円	6,450円	6,450円	10,320円	12,900円	16,770円		
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円		
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	9,680円	16,130円	16,130円	25,800円	32,250円	41,930円		
	ステージのみ使用	1時間につき						1,100円	
別表（第7条、第13条関係）								別表（第7条、第13条関係）	
1 学習、文化施設								1 学習、文化施設	
	区分	基本使用料（1時間につき）							
	会議室							250円	210円
	ロビー							260円	220円

農事相談室							140円
調理加工室							380円
2 多目的ホール							
区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時	
基本使用料	入場料を徴収しない場合	4,620円	7,700円	7,700円	12,320円	15,400円	20,020円
	入場料を徴収する場合 (最高額が1,000円以下)	9,240円	15,400円	15,400円	24,640円	30,800円	40,040円
	入場料を徴収する場合 (最高額が1,001円以上)	11,550円	19,250円	19,250円	30,800円	38,500円	50,050円
	ステージのみ使用	1時間につき1,330円					

農事相談室							160円
調理加工室							320円
2 多目的ホール							
区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時	
基本使用料	入場料を徴収しない場合	4,410円	7,350円	7,350円	11,760円	14,700円	19,110円
	入場料を徴収する場合 (最高額が1,000円以下)	8,820円	14,700円	14,700円	23,520円	29,400円	38,220円
	入場料を徴収する場合 (最高額が1,001円以上)	11,030円	18,380円	18,380円	29,400円	36,750円	47,780円
	ステージのみ使用	1時間につき1,270円					

議案第141号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第46号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
施設名	区分	基本使用料（1時間につき）	施設名	区分	基本使用料（1時間につき）
霧島市国分営農研修センター	農産加工室	380円	霧島市国分営農研修センター	農産加工室	320円
	研修室	250円		研修室	210円
	研修室（1／2使用）	190円		研修室（1／2使用）	160円
霧島市溝辺営農研修センター	研修室	250円	霧島市溝辺営農研修センター	研修室	210円
	和室	140円		和室	160円
	加工調理室	380円		加工調理室	320円

霧島市横川農業交流センター	大会議室	310円	霧島市横川農業交流センター	大会議室	260円
	中会議室	250円		中会議室	210円
	小会議室	140円		小会議室	160円
	調理実習室	380円		調理実習室	320円
	浴室	260円		浴室	320円
霧島市牧園農村活性化センター	大会議室	420円	霧島市牧園農村活性化センター	大会議室	360円
	小会議室	140円		小会議室	160円
	研修室	140円		研修室	160円
	加工実習室	380円		加工実習室	320円
霧島市霧島農畜産物処理加工施設	農畜産物処理加工室	380円	霧島市霧島農畜産物処理加工施設	農畜産物処理加工室	320円
霧島市霧島多目的集会施設	大会議室	250円	霧島市霧島多目的集会施設	大会議室	210円
	研修室	140円		研修室	160円
	調理加工室	380円		調理加工室	320円
霧島市隼人松永農産物加工施設	加工室	380円	霧島市隼人松永農産物加工施設	加工室	320円
霧島市福山生活改善センター	農産物食品加工室	380円	霧島市福山生活改善センター	農産物食品加工室	320円
霧島市福山農村女性の家	共同学習室	250円	霧島市福山農村女性の家	共同学習室	210円
	健康増進室	140円		健康増進室	160円
	農産物食品加工室	380円		農産物食品加工室	320円
霧島市福山活性化センター	多目的ホール	480円	霧島市福山活性化センター	多目的ホール	400円
	小会議室	140円		小会議室	160円
	農業研修室	140円		農業研修室	160円
	農産物加工実習室	380円		農産物加工実習室	320円

議案第142号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第47号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第2（第11条、第16条関係）		別表第2（第11条、第16条関係）	
2 第7条に規定する有料施設を使用する場合		2 第7条に規定する有料施設を使用する場合	
区分	基本使用料	区分	基本使用料

霧島市黒石 岳森林公園	林内作業所 バンガロー			1時間につき 160円	
		宿泊		1棟1泊につき5,250円	
		休憩		1棟につき1,790円	
霧島市森林 活用環境施 設	バンガロー	基本料金		宿泊	1棟1泊につき3,150円
				休憩	1棟につき1,580円
		一般加算 使用料	7/1～9/30	宿泊	1人1泊につき2,630円
				休憩	1人につき800円
			10/1～6/30	宿泊	1人1泊につき2,100円
				休憩	1人につき800円
		児童(小学 生)加算使 用料	7/1～9/30	宿泊	1人1泊につき1,580円
				休憩	1人につき480円
			10/1～6/30	宿泊	1人1泊につき1,050円
				休憩	1人につき480円

霧島市黒石 岳森林公園	林内作業所 バンガロー			1時間につき 190円	
		宿泊		1棟1泊につき5,250円	
		休憩		1棟につき1,790円	
霧島市森林 活用環境施 設	バンガロー	基本料金		宿泊	1棟1泊につき3,150円
				休憩	1棟につき1,580円
		一般加算 使用料	7/1～9/30	宿泊	1人1泊につき2,630円
				休憩	1人につき800円
			10/1～6/30	宿泊	1人1泊につき2,100円
				休憩	1人につき800円
		児童(小学 生)加算使 用料	7/1～9/30	宿泊	1人1泊につき1,580円
				休憩	1人につき480円
			10/1～6/30	宿泊	1人1泊につき1,050円
				休憩	1人につき480円

議案第143号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第48号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表第1（第8条、第11条関係）			別表第1（第8条、第11条関係）		
区分		使用料	区分		使用料
資料館		1人につき1,050円以内で市長が定める額	資料館		1人につき1,050円以内で市長が定める額
温泉施設	大人	420円	温泉施設	大人	380円
	小人	150円		小人	150円

議案第144号 霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第65号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
会議室	140円	会議室	160円
遊戯室	660円	遊戯室	550円

議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成24年霧島市条例第8号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第9条関係） 多目的グラウンド		別表（第9条関係） 多目的グラウンド	
区分	基本使用料（1時間につき）	区分	基本使用料（1時間につき）
ソフトボール（1面につき）	220円	ソフトボール（1面につき）	220円
野球（1面につき）	420円	野球（1面につき）	360円
上記以外の競技（1面につき）	420円	上記以外の競技（1面につき）	360円
全面使用	840円	全面使用	720円

議案第146号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例（平成30年霧島市条例第9号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		使用料（1時間につき）	区分		使用料（1時間につき）
専用使用	1階武道場	560円	専用使用	1階武道場	480円
	2階体育施設	840円		2階体育施設	720円
一部使用	1階武道場（1面につき）	280円	一部使用	1階武道場（1面につき）	240円
	2階体育施設（バレーボールコート1面につき）	280円		2階体育施設（バレーボールコート1面につき）	240円

3階卓球場（1台につき）	100円	3階卓球場（1台につき）	80円
--------------	------	--------------	-----

議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第1条による公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例（平成17年霧島市条例第47号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定に基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号_____）第4条第1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5)</u> 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定に基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

第2条による霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年霧島市条例第49号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p>

<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号。以下「<u>定年条例</u>」<u>という。</u>）第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号_____）第4条第1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>
--	---

第3条による霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第50号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由及び職員の意に反する降任、免職、休職及び降給</u>の手続及び効果に関し、規定することを目的とする。</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第2条 降給は、<u>法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）</u>）<u>とする。</u></p> <p><u>(降格の事由)</u></p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合には、<u>当該職員を降格するものとする。</u></p> <p>(降任、<u>免職、休職及び降給</u>の手続)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）_____第28条第3項の規定に基づき、_____職員の意に反する降任、<u>免職及び休職</u>_____の手続及び効果に関し、規定することを目的とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(降任、<u>免職及び休職</u>_____の手続)</p>

第4条 任命権者は法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する**降任、免職、休職又は降給**の処分は、この旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第5条 略

2～5 略

(休職の効果)

第6条 略

2 略

(失職の例外)

第7条 略

(委任)

第8条 略

附 則

(降給に関する経過措置)

3 霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「及び霧島市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。

4 第4条第2項の規定は、霧島市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第2条 任命権者は法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する**降任若しくは免職又は休職**の処分は、この旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第3条 略

2～5 略

(休職の効果)

第4条 略。

2 略

(失職の例外)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附 則

(新設)

第4条による霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号）の一部改正について

改正後	改正前
目次 第1章 <u>総則（第1条）</u> 第2章 <u>定年制度（第2条－第5条）</u> 第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u>	(新設)

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）第5章 雑則（第14条）附則第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度な知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員_____に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務_____に従事させるため引き続き勤務させることができる。_____

- (1) 当該職務が高度な知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき_____。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、任命権者が定める。

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）第16条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属す

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、任命権者が定める。

第5条 略

（新設）

る職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同

じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であ

(新設)

る職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～3 略

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する

(新設)

附 則

1～3 略

(新設)

(新設)

日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第5条による霧島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第52号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）第26条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間<u>給料月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）第26条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

第6条による霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項<u>の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項<u>若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜</p>

日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、前条に定める勤務時間を、月曜日から金曜日までの5日間において、規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、前条に定める勤務時間を、月曜日から金曜日までの5日間において、規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

第7条による霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）の一部改正について

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)

第2条 略

- (1) 略
- (2) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
ア～ウ 略
（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 略

- (1) 略
- (2) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
（部分休業をすることができない職員）

第19条 略

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

- （給与条例附則第9項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）
- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第9項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「（」に、霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）第12条の規定により定められた当該職員の勤務時間を勤務時間条例第2条

第2条 略

- (1) 略
- (2) 霧島市職員の定年等に関する条例（平成17年霧島市条例第51号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
（新設）
- (3) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
ア～ウ 略
（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 略

- (1) 略
- (2) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
（新設）
（部分休業をすることができない職員）

第19条 略

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

- （新設）

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第8条による霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(昇格及び昇給の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>3～7 略</p> <p><u>8 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）とする。</u></p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>当該育児短時間勤務職員等</u>の勤務時間を同条第1項に規定する規則で定める勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>(昇格及び昇給の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>3～7 略</p> <p><u>8 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する規則で定める勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p><u>2 法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員の通勤手当の額は、その通勤距離に応じ、支給単位期間につき3万1,600円を超えない範囲内において、規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員の通勤手当の額は、その通勤距離に応じ、支給単位期間につき3万1,600円を超えない範囲内において、規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員_____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 略

(時間外勤務手当)

第11条 略

(1)・(2) 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 _____ 及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）

3～6 略

(時間外勤務手当)

第11条 略

(1)・(2) 略

2 略

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 (第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）

を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の2 第7条、第8条、第8条の3、第8条の4及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 略

(再任用職員_____についての適用除外)

第16条の2 第7条、第8条、第8条の3、第8条の4及び第15条の規定は、再任用職員_____には適用しない。

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員_____に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員_____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員_____ 当該再任用職員_____の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(特定日以後の給料の取扱い)

- 9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第5項及び第5条第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)とする。
- 10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給

附 則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第4条関係)

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

(新設)

(新設)

別表(第4条関係)

再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第9条による霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第65号)の一部改正について

改正後	改正前
(定年前再任用短時間勤務職員)についての適用除外)	(再任用職員)についての適用除外)

第18条 第4条、第7条、第7条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(特定日以後の給料の取扱い)

3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

第18条 第4条、第7条、第7条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(新設)

(新設)

第10条による霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第284号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第8条、第8条の2及び第15条の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第8条、第8条の2及び第15条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

<p>附 則</p> <p><u>(特定日以後の給料の取扱い)</u></p> <p>3 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>4 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---------------------------------------

第11条による霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年霧島市条例第300号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>